

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	災害公営住宅整備事業	西川原第二地区	南相馬市

図面記号										
M-1-②										
	当事者の別	氏名	捺印	住所						
1	当事者の住所等	譲受人	南相馬市長 桜井勝延	印	南相馬市原町区本町二丁目27番地					
2	土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		土地利用区分	
				登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
			別紙のとおり							
		計	<u>5,841㎡ (畑5,841㎡)</u> 5,752㎡ (畑5,752㎡)							
3	権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他				
		所有権	移転	復興整備計画公表後	永久					
4	転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>当該用地については三方向が道路に囲まれている。残る一方向については法面となっているが、ブロック土留を施工し、土砂等の流出のないように対処する。</p> <p>施行地域に対する給水については、北側の市道に広域水道の本管が設置されており、そこから給水する。排水については災害公営住宅に合併浄化槽を設置し、排水路へ放流する。</p> <p>当該地区は住環境整備事業により周辺と一体として農地整備を行っているが、一団の土地の最も北端に位置しており、整備する住宅も低層であることから、農作物への日照については影響がない。また、隣接する農地への通道についても当住宅の整備による影響はない。</p> <p>鹿島町土地改良区、南相馬市農業委員会とは調整済である (H25.7)</p> <p>なお、当該予定地の内、鹿島区寺内字中才39番2については、当分の間整備範囲から除外するものとする。</p>								

